

市が行うフリースクール等施設支援（具体事例）

道府県名	市名	担当部局	事業名・補助金名	補助対象経費	補助率・補助上限額	補助要件	備考
北海道	札幌市	市長部局	札幌市フリースクール等民間施設事業費補助金	①必要職員確保（基準額）を下回る場合の追加配置に要する費用 ②カウンセラー配置に要する費用 ③教材、教具の整備、体験活動実習費 ④施設借上料	①の上限（1名につき1,260千円） ②の上限600千円 ③の上限800千円 ④の上限600千円 ※申請の際に、①～④のメニューの組み合わせ可。以下の上限を超えない範囲で申請を行う。 8名以下・・・上限1,600千円/年 9名～16名・・・上限2,000千円/年 17名～24名・・・上限2,400千円/年 25名～32名・・・上限2,800千円/年 33名以上・・・上限3,200千円/年	次に掲げるすべてを満たすもの。 ○不登校児童生徒に対する相談・指導を主たる目的としていること。 ○非営利法人（学校法人を除く。）が運営する施設であって、かつ2年以上の活動実績（任意団体として活動していた期間を含む。）があること。 ○学校との間に十分な連携・協力関係が構築されていること。 ○複数の児童生徒（小・中学生）を受け入れていること。 ○施設の利用料が比較的低額であり、当該収入のみでは適切な運営が困難と認められるものであること。	一般財源 R 6 実績 12団体補助
大阪府	泉佐野市	教育委員会	フリースクール支援事業補助金	・施設の活動のために支出する経費の一部	上限4,000千円/年	○不登校児童生徒に対する相談・指導を行っていること ○原則、毎日開所していること ○泉佐野市内に施設又は活動拠点があること ○施設の設置者は非営利法人であり、学校との間に十分な連携・協力関係が構築されていること ○1年以上の活動実績があり、原則として、補助対象年度の前年度中に民間施設に受け入れた児童生徒のうち、施設において相談・指導等を受けた日数が、児童生徒が在籍している学校において指導要録上の「出席扱い」となった児童生徒がいること ○泉佐野市に在住し、小学校、中学校、特別支援学校等に在籍する不登校児童生徒を受け入れていること ○施設の利用料が著しく営利本位でないこと、また、当該収入のみでは適切な運営が困難であること ○本市における「不登校児童生徒を支援する民間施設についてのガイドライン」に則った支援が行われていること	ふるさと納税 【実績】 R 6・・・1 団体 ※市に 1 団体しかない
滋賀県	近江八幡市	教育委員会	フリースクール等民間施設運営支援補助金	・職員人件費、講師謝金、旅費 ・教材購入費 ・印刷製本費 ・消耗品費 ・光熱水費 ・通信費 ・体験活動費 ・実習費 ・広報費及び賃借料（児童生徒が使用する施設及び建物に係るものに限る）	補助対象経費の 1 / 2 上限200万円/ 1 施設	○市内に所在し、この補助金の交付を受けようとする年度の前年度までに近江八幡市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱（令和5年近江八幡市告示第50号）第12条第1項の規定による市長の認定を受けていること。） ○2人以上の児童生徒を受け入れていること。 ○指導者又は相談員等を複数人有していること。	一般財源 ふるさと納税 R 6・・・3 団体 R 7・・・4 団体 ※R 7は把握している 4 団体全てに補助

市町が行うフリースクール等利用者支援（具体事例）

道府県名	市町名	担当部局	事業名・補助金名	補助対象経費	補助率・補助上限額	補助要件
大阪府	大阪市	教育委員会	大阪市習い事・塾代助成事業（令和7年よりフリースクールも拡充）	学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室など（オンライン学習塾などを含む。）の学校外教育にかかる費用	月額上限 1 万円	学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室など（オンライン学習塾などを含む。）の学校外教育にかかる費用
長野県	長野市	教育委員会	フリースクール等民間施設利用料助成制度	利用料	補助対象経費の 1 / 2 1 年度あたり 156, 000 円を上限	・市内に住所を有すること ・市長が別に定めるフリースクール等民間施設を利用する児童生徒の保護者であること ・長野市就学援助を受けていること
長野県	諏訪市	教育委員会	諏訪市フリースクール等利用児童生徒支援補助金	利用料 ※フリースクール等に日額で利用料を支払う場合は、在籍校の授業時間内に利用した分のみが対象	月額上限 3 万円 ・就学援助制度における要保護世帯 100% ・就学援助制度における準要保護世帯 75% ・その他の世帯 50%	市内在住の児童生徒の保護者等で、次のすべてに当てはまる方を対象。 (1) 補助金の申請日から前1年以内に、在籍している学校におおむね30日以上登校していない児童生徒の保護者等 (2) 原則、フリースクール等に月1回以上通所する児童生徒の保護者等 (3) 補助対象経費に係る補助を別の団体等から受けていない保護者等 (4) 市税の滞納がない保護者等
新潟県	上越市	教育委員会	上越市フリースクール等利用支援補助金	・入学費，入寮費 ※利用開始時 ・学習費，寮費 ※月額 ・食費 ※月額 ・体験利用費 ※日額	【入学費】 1 回 小学生 75, 000 円 中学生 100, 000 円 【入寮費】 1 回 小学生 50, 000 円 中学生 50, 000 円 【学習費】 小学生 20, 000 円/月 中学生 22, 500 円/月 【寮費】 7, 500 円/月 【食費】 小学生 17, 500 円/月 中学生 20, 000 円/月 【体験利用費】 3, 000 円/日	フリースクール等を利用する小学校の児童または中学校の生徒の保護者で、上越市に住所を有し、次のいずれかの世帯に属する人 1. 生活保護法の規定による保護を受けている人（保護が停止されている人を含む。）の属する世帯 2. 保護者及び同一世帯に属する人の当該年度（フリースクール等を利用する日の属する年度。当該利用する日が 4 月から 8 月までの場合にあっては、前年度）分の都道府県民税及び市町村民税の所得割の課税額の合計額が 50 万 7, 000 円未満である世帯
滋賀県	近江八幡市	教育委員会	フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金	フリースクール等民間施設の授業料	補助対象経費の 1 / 2 ※要保護者 100/100 準要保護者 75/100	近江八幡市内に住所を有する小・中学生のうち、一定期間学校に登校できずに市長が認めるフリースクール等民間施設を利用する児童生徒の保護者
福岡県	大野城市	教育委員会	フリースクール利用児童生徒支援補助事業	補助対象経費の 1 / 2 月額上限 10, 000 円/月	月額で支払う授業料及び体験活動費	次のすべてに当てはまる方を対象とします。 1 市内に在住し、大野城市立小中学校に在籍する児童生徒の保護者 2 申請日の前1年以内におおむね30日以上在籍する小中学校に登校していない児童生徒の保護者 3 不登校児童生徒に対して、学習活動、体験活動、教育相談などの支援を行っている民間施設で、在籍学校長が指導要録上「出席」にすることを認めている施設に通っている児童生徒の保護者（ただし、放課後等デイサービスを除く） 4 児童生徒の様子等に関する情報について、在籍学校、市などの公的機関が設置する相談機関及び教育委員会と、フリースクールが相互に情報共有することを承諾する保護者 5 市などの公的機関が設置する相談機関と必要に応じ連携ができる保護者 6 本制度が対象とする授業料への補助を別の団体等から受けていない保護者 7 市税の滞納がない保護者

市町が行うフリースクール等利用者支援（具体事例）

道府県名	市町名	担当部局	事業名・補助金名	補助対象経費	補助率・補助上限額	補助要件
佐賀県	江北町	教育委員会	江北町フリースクール等奨学金	・フリースクール 入学準備金2万円（1カ所につき1回のみ） 通所（通信）経費（学費と交通費を合算した額）月額上限4万円 ・教育支援センター 交通費月額上限2万円		①当該児童生徒が在籍する小・中学校において、フリースクールでの学習活動等により指導要録上の出席扱いを受ける者の保護者 ②その他対象経費の補助等を受けていない者
大分県	日田市	教育委員会	フリースクール利用料補助金	生活保護の受給者10/10 上記以外の者1/2 月額上限10,000円/月	保護者が負担する利用料に相当する経費（入会費、交通費、教材費、実習費等は除く）	日田市の小中学校に在籍し、日田市に住所を有する児童生徒の保護者で、以下の条件をすべて満たす人です。 1 在籍する学校に登校が困難な児童生徒の保護者 2 市教育委員会が認定したフリースクールに原則として週1回以上通所する予定である児童生徒の保護者 3 フリースクールにおける児童生徒の様子等に関する情報について、認定施設が在籍学校及び教育委員会に情報提供することを承諾する保護者 4 世帯員に市税の滞納がない保護者 5 補助対象経費の補助を別の団体等から受けていない保護者
大分県	別府市	教育委員会	別府市フリースクール等利用児童生徒支援補助金制度	補助対象経費の3/4 （生活保護又は就学援助受給者は10/10） 月額上限30,000円/月	フリースクールに納入する利用料（入学料、施設整備費は除く）	補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者としてします。 1 フリースクール等に、原則通所する学校に行きづらさを感じている児童生徒の保護者 2 学校に行きづらさを感じている児童生徒の様子等に関する情報について、在籍学校とフリースクール等が相互に情報共有することを承諾する保護者 3 市や県の相談機関と必要に応じ連携ができる保護者 4 補助金以外に利用料に対する補助、助成等を受けていない保護者